

9.1.14 安全

(1) 現況調査

1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表9.1.14-1に示すとおりである。

表 9.1.14-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①東京 2020 大会に向けた取組 ②法令等による基準等 ③東京都等の計画等の状況	東京 2020 大会の開催に伴い、移動の安全のためのバリアフリー化及び安定的な電力供給の確保が重要であることから、左記の事項に係る調査が必要である。

2) 調査地域

調査地域は、全競技会場等の範囲とした。

3) 調査方法

調査は、既存資料調査によった。

東京2020大会の会場整備に伴う安全については、施設が供用された後の施設の安全性を対象に個別会場の実施段階環境影響評価として実施してきたが、大会開催中の施設の安全性は対象としていなかった。

そのため、本評価書案では、大会開催中の施設の安全性の程度を予測するために必要な事項として、「ア．東京2020大会に向けた取組」等を調査した。

ア．東京 2020 大会に向けた取組

(ア) 移動の安全のためのバリアフリー化の状況

調査は、以下の資料から東京 2020 大会開催中の移動の安全のためのバリアフリー化の状況を整理した。

- ・「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」（平成29年3月 組織委員会）
- ・各競技会場の「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書」（東京都）
- ・「大会関係者向け 携帯用 アクセシビリティサポート・ハンドブック（Ver.1）」（平成30年9月 組織委員会）

(イ) 電力の供給等の状況

調査は、大会開催中の競技会場等における電力供給の計画等の整理によった。

イ．法令等による基準等

調査は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成 15 年東京都条例第 155 号）等の法令等の整理によった。

ウ．東京都等の計画等の状況

調査は、「東京都福祉のまちづくり推進計画（2019年度～2023年度）」（平成 31 年 3 月 東京都）等の計画等の整理によった。

4) 調査結果

ア. 東京 2020 大会に向けた取組

(ア) 移動の安全のためのバリアフリー化の状況

a. 会場内のバリアフリー化の状況

東京 2020 大会の競技会場は、恒久施設や仮設施設も含めた全競技会場で「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」（平成 29 年 3 月 組織委員会）を踏まえて、会場施設内及び会場敷地内の屋外通路におけるアクセスと移動性に配慮した施設整備を実施している。

「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」の基準は、IPC ガイド¹や国内法令等²に基づき策定されており、アクセスと移動性に配慮した仕様は、表 9.1.14-2(1)及び(2)に示すとおりである。

表 9.1.14-2 (1) 会場内の「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」の仕様

テーマ	主な仕様
通路と歩行空間	【通路の幅】 [幅] 不特定の歩行者が極めて多い通路においては、2,000mm以上（推奨：都条例）、1,800mm以上（標準：国基準、都条例、IPC）
傾斜路	【傾斜路の勾配】 ・垂直立ち上がり差 -300mm 標準：1/12 以下（IPC）、推奨：1/14 以下（IPC） ・垂直立ち上がり差 301-3,000mm 標準：1/14 以下（IPC）、推奨：1/20 以下（推奨：IPC） ・垂直立ち上がり差 +3,001mm 標準：1/20 以下（IPC） * 競技会場に関しては、主な歩道及び全ての歩行回避空間と、多くの人々が利用すると予想される通路・歩道については、1/20 が標準（IPC 基準）
階段	【階段の蹴上げ高さ】 [蹴上げの高さ] 150mm以下（推奨：IPC）、160mm以下（標準：国基準）
路面、舗装、仕上げ	・視覚障がい者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とする。周辺の舗装の色彩とのコントラストがつかない場合には、視覚障がい者誘導用ブロック周辺の色を変え、コントラストを確保する。 ・視覚障がい者誘導用ブロックの周辺表面とは色彩・明暗で最低50%のコントラストをつけることとする。 ・アクセシブルな通路の表面にある全ての危険源は、点状ブロックを最低300mm（1列）以上で危険源の全長にわたり敷設し、その存在を知らせなければならない。
家具、カウンター、サービスエリア	【受付及びインフォメーションデスク】 大会サービスを利用するカウンターは、高さ700～800mm程度、カウンター下の膝下クリアランスは、高さ650～750mm程度、幅750mm、奥行き500mmを標準とする。 車いす使用者が接近できるように、カウンター等の前面に車いす使用者が回転できる十分なスペース（1,500mm×1,500mm以上）を確保する。 立位で使用するカウンター等を設ける場合は、体の支えとなるように台を固定し、また必要に応じて支えのための手すりを設けること。
入口と出口	【日よけ/シェルター、飲み水へのアクセス】 どの入口も、前後に水平部分を設けるなどして、車いす使用者が自立して安全に進入できるところとすべきである。 【ドア周辺に続く通路】 ・ドア周辺に続く通路については、敷居など障害物がないものとする。 ・アクセシブルな通路を示した明瞭な表示サイン ・玄関マットは、つまずき防止のため、路面にはめ込み式で、水や泥をできるだけ屋内に持ち込まないものとする。また、刷毛状のものは通行の支障となりやすいため用いない。 ・適切なドアクローザー付きで簡単に開閉できるドア（引き戸を含む） ・ドアの開閉にセンサーを利用した自動ドアクローザー ・建物を新設する際は回転式ドアを設けないことを原則とする。

出典：「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」（平成 29 年 3 月 組織委員会）

1 IPCガイド：国際パラリンピック委員会（IPC）が、世界中のアクセシビリティに関する情報を分析し、指針として公表しているもの。

2 国内法令等には、以下のものが含まれる。

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
- ・公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
- ・移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令

表 9.1.14-2 (2) 会場内の「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」の仕様

テーマ	主な仕様
ドアとドア周辺部	<p>【有効幅員】 950mm (推奨: IPC)</p> <p>*主要な出入口については、2,000mm以上 (推奨: 都条例)</p> <p>*競技用車いす利用の準備エリア 1,000mm以上 (推奨: IPC)、850mm (標準: IPC)</p> <p>*主要な出入口については、1,000mm以上 (標準: 都条例)</p>
エレベーターとエスカレーター	<p>【エレベーターのかご】 幅2,100mm×奥行き1,500mm 又は同等水準のサイズ (幅2,150mm×奥行き1,600mm(24人乗り) 又は 幅2,000mm×奥行き1,750mm(24人乗り)) (推奨: IPC)、 幅1,700mm×奥行き1,500mm 又は同等水準のサイズ (幅2,000mm×奥行き1,350mm(17人乗り) 又は 幅1,800mm×奥行き1,500mm(17人乗り)) (標準: IPC)</p> <p>【エスカレーター】</p> <ul style="list-style-type: none"> エスカレーター上下端部は点状ブロックで注意を喚起し、ステップの段鼻と両サイドははっきりとコントラストをつけて示す。(できれば黄色が望ましい) 踏み段の四方に縁取りを行うなどにより、踏み段相互の識別をしやすいようにする。 エスカレーターの進行方向がわかるよう配慮を行う。 進入可能なエスカレーターの乗り口端部において、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設置する。音声案内装置の設置にあたっては、周囲の喧騒音と比較して十分聞き取りやすい音量、音質とすることに留意し、音源を乗り口に近く、利用者の動線に向かって設置する。表示サインを設置する場合、ベルトにマークを付けるなど弱視者に配慮して進行方向を分かりやすい表示とすることが望ましい。 エスカレーター上の照明は、乗り降りを安全に行うことができるよう、照明の明るさ・配置などに配慮すること。(参考値) IPCガイド: 最低200 lx エスカレーターの速度は、利用者に配慮して適切に設定すること。 エスカレーター乗り降りのスペースの床面については、濡れてもすべりにくい仕様とすること。 エスカレーターの乗降口に、必要に応じて誘導手すりを設けること。
非常時の対応策	<p>【緊急支援エリア (一時待機エリア)】 非常用エレベーター付近や階段踊り場等に 850mm×1,300mmの一時待機スペースを2か所確保 (推奨: IPC)</p>

出典: 「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」(平成29年3月 組織委員会)

また、東京都では、障害の有無に関わらず全ての人々にとって利用しやすい施設となるよう、アクセシビリティの確保に向けて、設計段階で、障害のある方や学識経験者等から意見を聴取する「アクセシビリティ・ワークショップ」を設置し、ワークショップで聴取した意見や要望は、可能な限り実施設計に反映している。

各競技会場では、2020年(令和2年)までに「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」や「アクセシビリティ・ワークショップ」を踏まえた施設整備を実施している。各競技会場におけるバリアフリー化の計画は、表9.1.14-3(1)～(5)に示すとおりである。また、整備が完了した武蔵野の森総合スポーツプラザにおける主な整備例は、写真9.1.14-1～10に示すとおりである。

表 9.1.14-3(1) 競技会場のバリアフリー化の計画（新国立競技場（オリンピックスタジアム））

項目	バリアフリー化の計画（主な内容）
1. 様々な利用者への配慮	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全にアクセスができるスタジアム計画 2. 安全でフラットな水平移動を実現 3. 目的地まで円滑に移動できるシンプルな平面移動
2. 車いす使用者への配慮	<ol style="list-style-type: none"> 1. どこからでも観戦可能な車いす席配置計画 <ul style="list-style-type: none"> ・全ての車いす席へエレベーターでのアクセスが可能である。アリーナイベント時においては、南北のエレベーターを使って安全にフィールドへアクセスできる計画とする。 ・同伴者席によって車いす席が分断されず、2席が隣り合う座席計画とする。 2. パラリンピック競技大会への移行性に優れた車いす席計画 <ul style="list-style-type: none"> ・車いす席約 450 席分を常設で確保することで、オリンピック競技大会以降も車いす使用者が利用しやすい計画とする。 3. 感動の瞬間を分かち合えるサイトライン計画 <ul style="list-style-type: none"> ・眼高の設定については、眼高の低い車いす使用者（女性）のサイトラインを極力確保できるよう、建築設計標準内に参考値として示されている 105cm より低い 100cm を標準として計画する。 ・前列の人の身長については、日本人男性の平均身長 170cm に覆物厚さ 5cm を足した 175cm を想定する。サイトライン確保が一番難しい 2 層目最上段においても、視界を妨げない計画とする。 4. 安全な避難環境の実現 5. 多様な車いす用車両に対応した駐車場計画 <ul style="list-style-type: none"> ・B2 階に IPC 基準以上の車いす使用者用駐車場（計 22 台 > 6 台）を確保することで、車いす使用者の積極的な受け入れが可能な計画とする。 ・ノンステップバスに対応できるよう、仮設乗降場を B2 階に計画する。 ・車いすリフトに対応した駐車場を B2 階に 7 台計画する。さらに、車いすリフト対応車両駐車場には、後方に十分なスペースと、安全に建物内へアクセスできる動線を確保する。 ・車いす使用者用駐車場付近にも車いす使用者用トイレを設置する。 6. あらゆるサイズの車いすでのアクセスが可能な計画 <ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者がどこからでもアクセスができるよう、すべてのゲート寸法を、ハンドル式車いすにも対応可能な、幅 90cm とする。 ・寝たきりの重度障がい者も移動可能なエレベーター（カゴ奥行寸法 200cm）を全てのエリアに設置する。※ストレッチャーで緊急搬送も可能 ・電動車いすの充電スペースを各層の車いす席近くに計画する。 7. 車いす使用者にフィットする快適な利用環境の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・案内所、チケット売り場、売店のカウンターの一部をローカウンターにすることで、車いす使用者が使いやすい計画とする。 8. 乗り換え対応席の整備 9. 円滑な競技運営をサポートする配慮
3. 視覚障がい者への配慮	<ol style="list-style-type: none"> 1. 視覚障がい者誘導設備の適切な設置によるアクセスサポート <ul style="list-style-type: none"> ・下記案内設備を計画し、視覚障がい者が円滑に施設を利用できるよう整備する。 <ol style="list-style-type: none"> ①誘導ブロック <ul style="list-style-type: none"> ・「外構⇒主要な出入口⇒案内所⇒コンコース（1 階コンコース一周）⇒観客席の縦通路上段」に設置 ②音声誘導装置（エレベーター・エスカレーター・トイレ入口前に設置） ③案内所インターホン（1 階外部計 3 か所設置） ④触知版（トイレの入口の見やすい場所に設置） ⑤点字（手摺点字・縦通路手摺・座席点字）

出典：「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（新国立競技場（オリンピックスタジアム））」（平成 28 年 10 月 東京都）

表 9.1.14-3(2) 競技会場のバリアフリー化の計画（有明アリーナ）

項目	バリアフリー化の計画（主な内容）
エントランス及び出入口	<ul style="list-style-type: none"> エントランスは車椅子使用者が円滑に移動可能なスペースを確保し、出入口の扉は、動的に開閉する構造または車椅子利用者が円滑に開閉して通過できる構造とする。また、扉の前後に高低差を設けない構造とする。
廊下	<ul style="list-style-type: none"> 主要な廊下は、車椅子利用者がすれ違える十分な幅を確保する。 床面は滑りにくい素材とし、段差は設けない。 高齢者、障がい者の通行がある箇所には、手すりを設けるように努める。 突起物など廊下に張り出すものを極力避ける。
階段	<ul style="list-style-type: none"> 階段は直階段又は折れ曲がり階段とし、手すり等を設ける。 表面は滑りにくい素材とし、段は識別しやすいものとする。 階段に近接する廊下や踊り場等、必要な箇所には、注意喚起用床材を敷設する。
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者・視覚障害者等が円滑に乗降できる構造とする。
多目的トイレ・洗面所（車いす使用者等）	<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者等が利用できるトイレをコンコースレベルに分散して数か所設置する。 車いす使用者等が円滑に利用でき、使いやすい構造とする。 多目的トイレはオストメイト対応とする。 一般トイレには高齢者等が使いやすいように、必要な箇所に手摺を設ける。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子使用者用駐車スペースを建物の出入口に近い位置に設置する。
敷地内通路	<ul style="list-style-type: none"> 主要な歩道は、十分な幅を確保し、できる限り緩い勾配とする。 敷地に接する道路から玄関までなど、必要な箇所には誘導用床材や注意喚起用床材を敷設する。
観覧席	<ul style="list-style-type: none"> 介助席付き車いす席を設置する。
案内表示・非常警報装置	<ul style="list-style-type: none"> 案内表示の文字は見やすい書体とし、車いす使用者や色覚障害者に配慮した取付位置や色調等とする。 音その他の方法により聴覚障がい者及び視覚障がい者等に非常事態を知らせることができる警報装置を設置する。
受付及びインフォメーションデスク	<ul style="list-style-type: none"> 受付デスクおよびインフォメーションの一般的なカウンターは一般利用者及び車椅子利用者に対してそれぞれ利用のしやすい高さ及びカウンター下のクリアランスを確保する。
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> 多目的トイレや更衣室、身障者用更衣室に緊急呼び出し用の押しボタンを設置する。 施設情報、非常時緊急情報（地震速報、火災情報等）などの提供を目的とした、デジタルサイネージ設備を計画する。 火災報知設備は、監視カメラ画像と連携した的確な避難誘導や非常放送、大型映像装置やデジタルサイネージ設備、誘導灯とのシステム連携やパトライト等で、視覚障がい者、難聴者及び外国人の対応を行う計画とする。 大型映像設備は、防災設備と連携し、難聴者や外国人の来館者に対して文字表示により防災情報の提供を計画する。 メインアリーナには、難聴者対応として全客席数の10%に磁気ループによる集団補聴システムを設置する。 視覚障がい者対応設備を設置する。

出典：「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（有明アリーナ）」（平成 29 年 1 月 東京都）

表 9.1.14-3(3) 競技会場のバリアフリー化の計画（海の森水上競技場）

項目	バリアフリー化の計画（主な内容）
建築	<ul style="list-style-type: none"> 車いす利用者席及び同伴者用の座席は、平面上バランスよく配置し、かつ最下段と最上段に分散配置とする。 車いす利用者用トイレは、1階に男女各1箇所、2階は北東寄りに1箇所、南西寄りに1箇所設ける。
誘導支援設備	<ul style="list-style-type: none"> 多目的WC、授乳室に呼出鈕を設置し、管理事務室へ表示する。（トイレ等呼出設備） 来訪者対応として入口やエレベータかご内との通話ができること。（インターホン設備）
昇降機設備	<ul style="list-style-type: none"> 出入口幅：1200mm以上
建築	<ul style="list-style-type: none"> 車いす利用者用トイレは1階選手用室に男女各1箇所、2階は東側に1箇所設ける。
誘導支援設備	<ul style="list-style-type: none"> 多目的WC、授乳室に呼出鈕を設置し、管理事務室へ表示する。（トイレ等呼出設備） 来訪者対応として入口やエレベータかご内との通話ができること。（インターホン設備）
昇降機設備	<ul style="list-style-type: none"> 出入口幅：1200mm以上
建築	<ul style="list-style-type: none"> 車いす利用者用トイレは、1階に1箇所配置する。
誘導支援設備	<ul style="list-style-type: none"> 来訪者対応として入口やエレベータかご内との通話ができること。（インターホン設備）
昇降機設備	<ul style="list-style-type: none"> 出入口幅：1100mm以上

出典：「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（海の森水上競技場）」（平成 28 年 7 月 東京都）

表 9.1.14-3(4) 競技会場のバリアフリー化の計画（カヌー・スラロームセンター）

項目	場所	視点	バリアフリー化の計画（主な内容）
移動空間 （建物外部）	敷地出入口・敷地内 通路	通路	・通路に段差を設けない。通路は、車いす使用者や歩行者のすれ違いに支障のない幅を確保し、車いす使用者の転回できる幅を適宜確保する。
		視覚障害者誘導ブロック	・視覚障害者誘導用ブロック等を主たる出入口から受付まで連続性のある誘導を行う。
	階段	幅員・構造等	・廊下や階段の幅は、歩行者同士がすれ違いやすい幅を確保する。 ・段鼻は突き出さない形状とし、蹴込みを設けない等つまづきにくい構造とする。 ・メンテナンス用階段を除き、回り階段やらせん階段を設けない等、転倒時への配慮を行う。 ・床は滑りにくい仕上げとし、段には滑り止めなどを設置する。
		手すり	・階段の両側に連続して、手すりを設置する。 ・踊場も含めて連続した手すりを設置する。
	スロープ	幅員・構造等	・緩やかな勾配とし、長いスロープは作らない。 ・勾配の部分では、容易に傾斜部と平坦部を認識し、安全に通行できるように、色の明度・色相や彩度、仕上げ等の差や照明の明るさに配慮する。 ・スロープには、脱輪防止のために両側に立ち上がりを設ける。 ・スロープに点状ブロック（警告用）を適切に敷設する。
		手すり	・踊場も含めて連続した手すりを設置する。
	駐車場・車路	障害者用駐車場	・車いす使用者が安全に利用できる障害者用駐車スペースを設ける。 ・障害者用駐車場から建築物の出入口までの通路には、十分なスペースを確保し、庇などの屋根を設ける。
		車路・駐車スペース	・車寄せ、駐車場、位置表示と経路の誘導を分かりやすく表示する。
移動空間 （建物内部）	建物出入口	幅員・仕上げ等	・車いす使用者や歩行者のすれ違いに支障のない幅を確保する。 ・玄関・建物入口は、建物の外部から内部まで連続して平坦とし、床面の連続性を確保する。
		誘導	・視覚障害者誘導ブロックを敷設し、視覚障害者が、人を配置した受付や案内板に到達できるようにする。
	エレベータ （EV）	配置・規模	・EVは、主要な出入口からだれもが容易に確認できる位置に配置し、わかりやすく標識を設置する。 ・EVホール、EVのかご内など、車いす使用者が回転することができる空間を確保する。
		かご内の機能	・到着階、停止予定階、昇降方向を分かりやすく表示し、到着、昇降方向は音声装置で誘導する。
	扉	・EVの扉は十分な有効幅を確保する。	
行為空間	トイレ	配置・計画	・一般トイレとだれでもトイレは隣接して配置する。
		床面	・床面には、高齢者、障害者等の通行の支障になる段差を設けない。
		サイン表示	・出入口には、だれもが利用できる旨を示したわかりやすい標識や、便房内の設備を表示するほか、車いす使用者への優先を表示する。
	浴室・シャワー室	配置	・出入口は、有効幅にゆとりを持たせ、段差を設けない。 ・浴室・シャワー室・脱衣室等は車いす使用者が円滑に利用できるスペースを確保する。
		機能	・水回りに使用する手すりの設置か所・位置は特に配慮し、転倒防止に努めることとする。

出典：「東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会実施段階環境影響評価書（カヌー・スラローム会場）」
（平成 29 年 6 月 東京都）

表 9.1.14-3(5) 競技会場のバリアフリー化の計画（東京アクアティクスセンター）

項目	バリアフリー化の計画（主な内容）
アクセシビリティ計画	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子席は約 5,000 席の 1% に相当する 50 席に 2 席を加えた席数に同伴者席を併設して整備する。 ・車椅子席は一か所に集めずに分散配置する。
サイン計画	<ul style="list-style-type: none"> ・大きなサイズで、適した位置にサインを表示する。
情報表示設備	<ul style="list-style-type: none"> ・来館者へのイベント情報、施設案内及び外国人旅行者への観光情報などを提供するため、デジタルサイネージ設備を計画する。 ・表示装置は、多言語表示（日本語、英語、中国語、韓国語）に対応し、人通りの多い場所に設置する。
誘導支援設備	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー法、東京都福祉のまちづくり条例及び都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドラインなどに基づき、音声誘導設備及びトイレ等呼出設備を設置する。
競技音響設備	<ul style="list-style-type: none"> ・メインプール・ダイビングプールには、難聴者対応として磁気ループによる集団補聴システムを計画する。 ・集団補聴システムの対象席数は、全客席数の 10% 程度とする。
放送設備	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法に準拠するとともに、火災時における音声メッセージは、多言語対応が可能なシステムとする。

出典：「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（オリンピックアクアティクスセンター）」（平成 28 年 10 月 東京都）



写真 9.1.14-1 廊下のユニバーサルデザイン



写真 9.1.14-2 スロープ

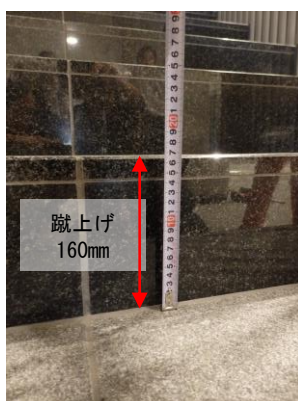


写真 9.1.14-3 階段のユニバーサルデザイン

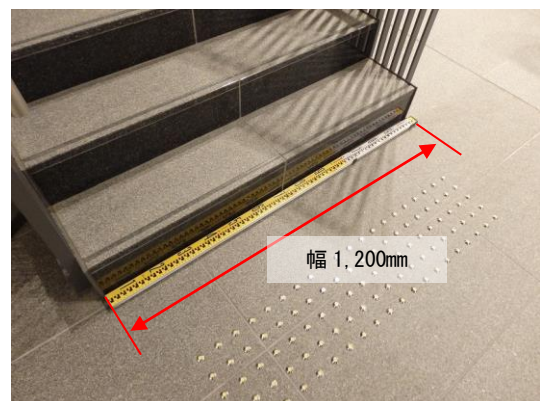


写真 9.1.14-4 階段のユニバーサルデザイン

（東京都撮影）



写真 9.1.14-5

エレベーターのユニバーサルデザイン



写真 9.1.14-6 車椅子利用が可能なエレベーター



写真 9.1.14-7 出入口のユニバーサルデザイン

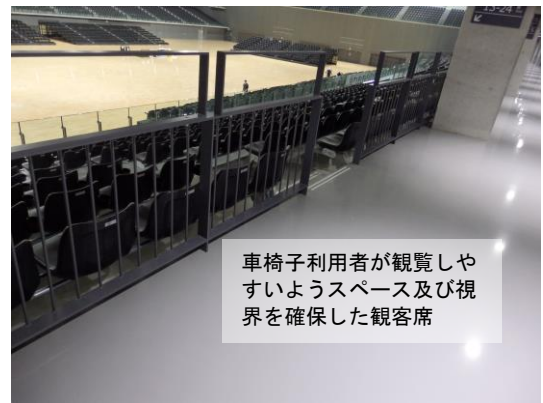


写真 9.1.14-8 観客席のユニバーサルデザイン



写真 9.1.14-9 線状ブロック

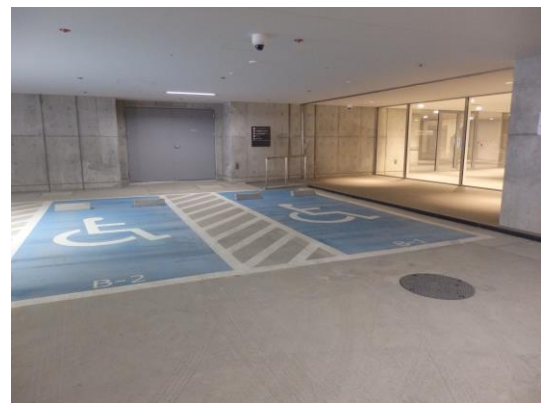


写真 9.1.14-10 車椅子用駐車場

(東京都撮影)

b. 公共交通機関から会場までのバリアフリー化の状況

公共交通機関から会場までのラストマイルについては、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に基づく仕様を満足するルートアクセシブルルート³として選定する。

アクセシブルルートにおける「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」の仕様は、表 9.1.14-4 に示すとおりである。

表 9.1.14-4 アクセシブルルートにおける「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」の仕様

テーマ	主な仕様
通路と歩行空間	<p>【通路の幅】</p> <p>[幅] 2,000mm以上 (標準: 国基準)</p> <p>*歩行者の多い場合、3,500mm以上 (標準: 国基準)</p>
傾斜路	<p>【傾斜路の勾配】</p> <p>1/20 以下 (国基準、IPC)</p>
階段	<p>【階段の蹴上げ高さ】</p> <p>(立体横断施設に階段を設ける場合) [蹴上げの高さ] 150mm以下 (推奨: IPC)、160mm程度以下 (標準: 公共交通の国基準援用)</p>
路面、舗装、仕上げ	<p>【路面、舗装、仕上げ】</p> <p>圧縮集合材、アスファルト舗装、コンクリート、石 (グラニットやテラゾ) 更にはタイルなど組織が密でしっかりした表面が、路面材料として最適で、保守も容易である。また路面には、雨掛りによる濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択する。</p> <p>アクセシブルな通路に隣接して緑地またはその他の急斜面がある場合、アクセシブルな通路表面と段差なくつなげるか、車いすまたは歩行器具の落ち込みを防止する縁石が必要である。</p>
家具、カウンター、サービスエリア	<p>【受付及びインフォメーションデスク】</p> <p>大会サービスを利用するカウンターは、高さ700~800mm程度、カウンター下の膝下クリアランスは、高さ650~750mm程度、幅750mm、奥行き500mmを標準とする。</p> <p>車いす使用者が接近できるように、カウンター等の前面に車いす使用者が回転できる十分なスペース (1,500mm×1,500mm以上) を確保する。</p> <p>立位で使用するカウンター等を設ける場合は、体の支えとなるように台を固定し、また必要に応じて支えのための手すりを設けること。</p>
入口と出口	<p>【ドア周辺に続く通路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドア周辺に続く通路については、敷居など障害物がないものとする。 ・アクセシブルな通路を示した明瞭な表示サイン
エレベーターとエスカレーター	<p>【エレベーターのかご】</p> <p>幅2,100mm×奥行き1,500mm 又は同等水準のサイズ (幅2,150mm×奥行き1,600mm(24人乗り) 又は 幅2,000mm×奥行き1,750mm(24人乗り)) (推奨: IPC)</p> <p>幅1,700mm×奥行き1,500mm 又は同等水準のサイズ (幅2,000mm×奥行き1,350mm(17人乗り) 又は 幅1,800mm×奥行き1,500mm(17人乗り)) (標準: IPC)</p> <p>【エスカレーター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エスカレーター上下端部は点状ブロックで注意を喚起し、ステップの段鼻と両サイドははっきりとコントラストをつけて示す。(できれば黄色が望ましい) ・踏み段の四方に縁取りを行うなどにより、踏み段相互の識別をしやすいようにする。 ・エスカレーターの進行方向がわかるよう配慮を行う。 ・進入可能なエスカレーターの乗り口端部において、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設置する。音声案内装置の設置にあたっては、周囲の喧騒音と比較して十分聞き取りやすい音量、音質とすることに留意し、音源を乗り口に近く、利用者の動線に向かって設置する。表示サインを設置する場合、ベルトにマークを付けるなど弱視者に配慮して進行方向を分かりやすい表示とすることが望ましい。 ・エスカレーター上の照明は、乗り降りを安全に行うことができるよう、照明の明るさ・配置などに配慮すること。(参考値) IPCガイド: 最低200 lx ・エスカレーターの速度は、利用者に配慮して適切に設定すること。 ・エスカレーター乗り降りのスペースの床面については、濡れてもすべりにくい仕様とすること。 ・エスカレーターの乗降口に、必要に応じて誘導手すりを設けること。

出典: 「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」(平成 29 年 3 月 組織委員会)

3 アクセシブルルート: 大会時に、両大会の全ての会場へのアクセスルートとなる経路のうち、アクセシビリティに配慮が必要な観客の動線として組織委員会が選定するルート。

c. その他のバリアフリー化の状況

組織委員会では、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき、アクセシブルルートとなる公共交通機関の施設（駅等の構内）についても所有者・管理者等に対し、それぞれの計画に基づき、ガイドラインに即した施設建設・改修工事を実施するよう依頼している。

また、ハード対策以外にも大会開催中のソフト対策として、大会スタッフ・ボランティア等によるサポートの基礎的な内容について、障害当事者団体を含む幅広い関係者の参画のもと、「アクセシビリティ サポートガイド基礎編 (Ver.1)」を作成した。さらに、実際に大会関係者が活用する「大会関係者向け 携帯用 アクセシビリティサポート・ハンドブック (Ver.1)」を作成し、大会運営時の携帯ツールとして組織委員会内での活用を進める。本ハンドブックにおける主なサポート内容は、表 9.1.14-5 に示すとおりである。

表 9.1.14-5 アクセシビリティサポートの内容

区分	主な内容
スムーズな移動がしにくい方へのサポート	「笑顔であいさつ」「声かけ」 「事前確認」（どういったサポートを希望するかは事前に本人に確かめる。）
視覚による情報が得にくい方へのサポート	「笑顔であいさつ」「声かけ」 「言葉による説明」（例えば、あちら、こちらなどの言葉を避け、「左」、「右」、「前」、「後ろ」、「何歩先」、「何メートル先」というように具体的な言葉で正確に伝える。客観的な説明を心がける。）
音声による情報が得にくい方へのサポート	「あいさつ」と「気配り」 （目と目があったら、微笑みながらあいさつする。中には話すことはできても聞こえない方もいる。うまく対話できなければ、早めに察するようにする。） 「声かけ」と「事前確認」 （手話通訳者や介助者がいる場合も、「声かけ」は本人と目を合わせて行う。本人から「ゆっくり話をしてください」、「筆談をお願いします」、「手話通訳者と一緒に来ました」など希望の手法を確認する。）
伝えること・理解することが難しい方へのサポート	・知的障がい、精神障がい、発達障がいのある方への対応 やさしく「声かけ」「わかりやすく」「ゆっくり、丁寧に、繰り返し」 ・失語症、高次脳機能障がい、認知症の方への対応 「わかりやすい表現」を使う、「メモを活用」「ゆっくり、丁寧に」 周囲への「目配り」「気配り」（道に迷っている様子があり、自宅などの情報もわからないときは、本部に連絡する。）
補助犬を連れている方へのサポート	・介助犬を連れている方への対応 車や椅子へ移乗する際に、一時的に介助犬を預ける場合がある。移乗にも介助が必要な場合、2名以上でサポートする。 エレベーターでは、介助犬の安全を確保する為、車いすと介助犬の決められたポジションがある。介助犬を連れている方に確認する。 ・盲導犬 盲導犬を連れている方の誘導方法は、白杖を使う方と同様にする方法以外に、スタッフが後方から誘導する方法と前方から誘導する方法がある。 盲導犬を連れている方の希望を踏まえ、難しい場合は本部に連絡して指示を仰ぐ。 ・聴導犬 聴導犬の犬種は小型犬から大型犬まで様々で、最もペットと間違われやすい補助犬である。 盲導犬のイメージにとらわれて、聴導犬の待機場所を決めつけないようにする。

出典：「大会関係者向け 携帯用 アクセシビリティサポート・ハンドブック (Ver.1)」(平成 30 年 9 月 組織委員会)

(イ) 電力の供給等の状況

組織委員会では、「東京 2020 大会開催基本計画」（平成 27 年 2 月 組織委員会）に基づき、大会期間中を通じて競技会場、選手村及び IBC/MPC に効率的で安定したエネルギー供給を実施するよう、以下の事項を実施している。

- ・会場のエネルギー需要とクライアントへのサービスレベルに応じた大会期間中の一時的なエネルギー（電力及びガス）を供給する。また、それに必要な設備等を検討、設置する。
- ・不測の事態においても安定したエネルギー供給を継続する。
- ・全会場のエネルギー供給に関する準備計画策定に際し、日本国政府、電力及びガス事業者との協業を推進する。
- ・大会期間中、一時的な電力の追加供給に対応し、全ての大会運営（競技・非競技を含む）の支援、会場の支援を必要に応じて実施する。

2018 年(平成 30 年)12 月には、大会期間中の仮設電源サービスに関する東京 2020 スポンサーシップ契約を締結した。なお、2012 年(平成 24 年)のロンドン大会では、臨時エネルギーサービスプロバイダーが全 39 競技会場に 260MW の 1 次側電源と待機電源を供給し、全ての会場に 1 次側と 2 次側配電を提供していた。

イ. 法令等による基準等

安全に関する法令等については、表 9.1.14-6(1)及び(2)に示すとおりである。

表 9.1.14-6(1) 安全に係る関係法令等

法令・条例等	責務等
<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 18 年法律第 91 号)</p>	<p>(目的) 第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。 (特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等) 第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（以下この条において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。 2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。 5 建築主等（第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第十七条第三項第一号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (特定建築物の建築主等の努力義務等) 第十六条 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第一項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 (平成 18 年政令第 379 号)</p>	<p>(特別特定建築物) 第五条 法第二条第十七号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。 一 特別支援学校 二 病院又は診療所 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 四 集会場又は公会堂 五 展示場 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 七 ホテル又は旅館 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。） 十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの 十一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場 十二 博物館、美術館又は図書館 十三 公衆浴場 十四 飲食店 十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの 十七 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。） 十八 公衆便所 十九 公共用歩廊</p>
<p>高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 (平成 15 年東京都条例第 155 号)</p>	<p>(趣旨) 第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第十四条第三項の規定により、特別特定建築物に追加する 特定建築物その他必要な事項を定めるものとする。 (特別特定建築物に追加する 特定建築物) 第三条 法第十四条第三項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。 一 学校（令第五条第一号に規定する特定建築物を除く。） 二 共同住宅 三 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第五条第九号に規定する特定建築物を除く。） 四 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（令第五条第十一号に規定する特定建築物を除く。） 五 料理店</p>

表 9.1.14-6(2) 安全に係る関係法令等

法令・条例等	責務等
<p>東京都福祉のまちづくり条例 (平成7年東京都条例第33号)</p>	<p>(目的) 第一条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、東京都（以下「都」という。）、事業者及び都民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、都、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者並びに都民が相互に協働して福祉のまちづくりを推進し、もって高齢者や障害者を含めたすべての人（高齢者、障害者、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力、生活状況等の異なるすべての人をいう。）が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができる社会の実現を図ることを目的とする。 (事業者の責務) 第四条 事業者は、その事業活動に関し、その所有し、又は管理する施設及び物品並びに提供するサービスについて、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、他の事業者と協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する。 2 事業者は、都がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。 3 事業者は、その事業の実施に当たり、高齢者や障害者を含めたすべての人の施設、物品又はサービスの円滑な利用を妨げないよう努めなければならない。 (情報の共有化のための取組) 第十三条 事業者は、高齢者や障害者を含めたすべての人が、その所有し、又は管理する施設、物品若しくはサービスを円滑に利用するために必要かつ有益な情報（以下「必要とされる情報」という。）を適時に、かつ、適切に入手できるようにするため、必要とされる情報を自ら把握し、適切に提供するほか、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (整備基準への適合努力義務) 第十四条 都市施設を所有し、又は管理する者（以下「施設所有者等」という。）は、当該都市施設を整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。 2 整備基準は、次に掲げる事項について、都市施設の種別及び規模に応じて定めるものとする。 一 出入口の構造に関する事項 二 廊下及び階段の構造並びにエレベーターの設置に関する事項 三 車いすで利用できる便所及び駐車場に関する事項 四 案内標示及び視覚障害者誘導用ブロックの設置に関する事項 五 歩道及び公園の園路の構造に関する事項 六 前各号に掲げるもののほか、都市施設を円滑に利用できるようにするために必要な基幹的事項 3 施設所有者等は、高齢者や障害者を含めたすべての人が円滑に施設間を移動することができるようにするため、他の施設所有者等との連携を図り、自ら所有し、又は管理する都市施設とその周辺の都市施設とを一体的に整備するよう努めなければならない。 (整備基準の遵守) 第十七条 都市施設で規則で定める種別及び規模のもの（以下「特定都市施設」という。）の新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して特定都市施設にする場合に限る。）をいう。以下同じ。）をしようとする者（以下「特定整備主」という。）は、整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるものを遵守するための措置を講じなければならない。 2 特定都市施設を所有し、又は管理する者（第二十条第一項に規定する既存特定都市施設所有者等を除く。）は、前項に規定する基準を遵守しなければならない。</p>

ウ. 東京都等の計画等の状況

安全に関する東京都等の計画等については、表 9.1.14-7(1)～(3)に示すとおりである。

表 9.1.14-7(1) 安全に係る計画等

関係計画等	目標・施策等
2020 年に向けた実行プラン (平成 28 年 12 月 東京都)	<ul style="list-style-type: none"> ○都民ファーストの視点で、3つのシティ（セーフシティ、ダイバーシティ、スマートシティ）を実現し、新しい東京をつくる <ul style="list-style-type: none"> ①誰もが安心して暮らし、希望と活力を持てる東京 ②成長を生み続ける持続可能な東京 ③日本の成長エンジンとして世界の中で輝く東京 ○ダイバーシティ <ul style="list-style-type: none"> ～誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京～ 政策の柱6 誰もが優しさを感じられるまち <ul style="list-style-type: none"> ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の会場のバリアフリー化が完了し、大会開催を契機にユニバーサルデザインのまちづくりを加速させる。 ・東京 2020 大会の競技会場周辺等においてバリアフリー化を促進し、安全で円滑な移動環境を確保する。 ・交通機関、公共空間等のバリアフリー化を着実に進め、誰もが安全で円滑に移動し、安心して過ごすことができる魅力ある都市を実現する。 ・全ての人が必要な情報を容易に入手できる環境を整備するとともに、高齢者や障害者など支援や配慮を必要としている人への理解が広がり、互いに思いやる心が育まれた社会を実現する。
東京都福祉のまちづくり 推進計画（2019 年度～ 2023 年度） （平成 31 年 3 月 東京 都）	<ul style="list-style-type: none"> ○計画の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・全ての人が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるため、福祉のまちづくり条例に基づいて、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画 ・計画期間は、平成 31 年度（2019 年度）から 35 年度（2023 年度）までの 5 年間 ○計画の目標 <ul style="list-style-type: none"> 誰もが、自分の意思で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会 ＜目標と推進に当たり留意すべき 3 つのポイント＞ <ul style="list-style-type: none"> ・福祉のまちづくりで目指す社会像の共有 ・高齢者や障害者等の当事者の参加と意見の反映 ・都民、事業者、行政等が一体となった取組の推進 ○5 つの視点 <ol style="list-style-type: none"> 1. 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進 2. 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備 3. 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進 4. 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進 5. 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進

表 9.1.14-7(2) 安全に係る計画等

関係計画等	目標・施策等
<p>都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン（平成 29 年度改正版） （平成 29 年 4 月 東京都）</p>	<p>○目的 都立建築物は、長寿命化の実現・コスト管理の徹底・安全性の確保・利用者の視点の重視・環境への配慮等を踏まえた整備を行っている。より利用者の視点を重視するためには、従来のように高齢者や障害者など、特定の人への配慮という概念で狭義的に捉えるのではなく、すべての人を利用者にとらえ、視野を広げることが必要となっている。このため、本ガイドラインは、ユニバーサルデザインの考え方を都立建築物に導入し、施設利用者の多様で幅広いニーズを十分理解した上で、適切に反映することを目的としている。</p> <p>○適用範囲 対象施設 全ての都立建築物 対象者 年齢・性別・能力等を問わずあらゆる利用者（障害者、高齢者、子ども、妊婦、乳幼児連れ、外国人等）を対象とする。 対象行為及び対象部位 対象者が利用する動線上にある施設の各部分及びそこで行われる行為のほか、災害等の緊急時に避難する動線上の部分、行為についても考慮</p> <p>○ユニバーサルデザイン導入のためのステップ ユニバーサルデザインの考え方を都立建築物へ導入するには、以下のステップ（Step1～Step6）を踏みながら、チェックリストの項目を検討・反映していく。 Step1：ユニバーサルデザインの基本の考え方 Step2：現況の調査 Step3：ユニバーサルデザイン導入計画書の作成 Step4：ユニバーサルデザインの実施設計 Step5：工事 Step6：ユニバーサルデザインの事後評価</p> <p>○ユニバーサルデザイン導入の視点 以下に示す項目ごとに、ユニバーサルデザイン導入の視点やユニバーサルデザインチェックリストの内容を把握する。 ・移動空間（建物外部）：敷地出入口・敷地内通路・階段・スロープ・駐輪場・駐車場・車路等 ・移動空間（建物内部）：建物出入口・受付・廊下・EV・エスカレーター・各室出入口等 ・行為空間：待合・窓口・執務室・会議室・トイレ・電話コーナー・水飲み場・子育て支援環境・喫煙室・湯沸室・職員休養スペース・食堂・スイッチ・コンセント・浴室・シャワー室等 ・情報：視覚・音声・触知・ピクト等 ・環境：光・音・熱・空気質等 ・安全：避難・防犯等</p> <p>○Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドラインの確認と反映 不特定多数が利用する都立建築物については、「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を確認し、施設の特性に応じて適切に反映する。不特定の都民が日常的に利用する庁舎などについては、施設の特性に応じて整備に努める。 ・対象となる施設：体育施設、劇場、美術館、博物館、展示場、図書館、病院、公会堂など、不特定、且つ、多数の都民が利用する施設。 ・検討の方法： ・新築：「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」の推奨基準の検討。 ・改修：「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」の標準基準の検討。ただし、大規模な体育施設については推奨基準を検討。</p>

表 9.1.14-7(3) 安全に係る計画等

関係計画等	目標・施策等
<p>東京都道路バリアフリー推進計画 (平成 28 年 3 月 東京都)</p>	<p>本計画では、高齢者や障害者を含めた誰もが安全で円滑に移動できる環境の確保を目的とし、東京2020大会開催までに、競技会場や観光施設周辺の都道のバリアフリー化を完了させるとともに、これまで対象としてきた駅、生活関連施設を結ぶ道路において、新たに文化施設やスポーツ施設周辺等の道路も加え、都道のバリアフリー化を推進していく。</p> <p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京 2020 大会に向けた重点整備 ・緊急時における対策 ・日常生活におけるバリアフリー環境の整備 <p>○優先整備路線</p> <p>今後は、整備方針を踏まえ、特定道路及び想定特定道路以外の都道のうち、①競技会場周辺道路、②観光施設周辺道路、③避難道路、④駅、生活関連施設を結ぶ道路を優先整備路線に設定し、都道のバリアフリー化を推進していく。</p> <p>○整備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段差の解消 ・勾配の改善 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・歩道の連続化 ・歩道の平坦性の確保 <p>○整備計画</p> <p>① 競技会場周辺道路 競技会場周辺道路については、東京2020 大会開催（平成32 年）の前年に、東京2020 大会テストイベントの開催が予定されているため、開催前の平成30年度を目標年次とする。</p> <p>② 観光施設周辺道路 観光施設周辺道路については、東京2020 大会による観光客の増加を考慮し、東京2020 大会開催前の平成31年度を目標年次とする。</p> <p>③ 避難道路 避難道路については、逼迫する首都直下地震に対応するため、緊急時における避難誘導の強化として、速やかにバリアフリー化の整備を進める必要がある。特に、東京2020 大会開催時には、国内外から多くの人々が東京を訪れることが予測されるため、東京2020 大会開催前の平成31年度を目標年次とする。</p> <p>④ 駅、生活関連施設を結ぶ道路 駅、生活関連施設を結ぶ道路については、東京都長期ビジョンの目標年次に合わせるるとともに、都民のおよそ4人に1人が高齢者となる平成37 年を念頭に平成36 年度を目標年次とする。</p>
<p>Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン (平成 29 年 3 月 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会)</p>	<p>○「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」とは 国際パラリンピック委員会（以下、IPC）が定める「IPC アクセシビリティガイド」と国内関係法令等に基づき、東京 2020 大会の各会場のアクセシビリティに配慮が必要なエリアおよび動線と、そこへのアクセス経路のうちアクセシビリティに配慮が必要な観客の動線として組織委員会が選定するエリアと輸送手段、組織委員会による情報発信・表示サイン等の基準ならびに関係者のトレーニング等に活用する指針。</p> <p>○基準設定およびガイドラインを踏まえた整備の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数値基準 推奨基準：「東京都条例等による望ましい整備」および「IPC ガイド記載のベストプラクティス」の水準を総合的に勘案し設定。 →新設の会場、主要駅等のアクセシブルな動線等として大会時に適用する範囲において、仮設対応を含めて、可能な限り実現を目指す。 標準基準：「IPC ガイドの遵守基準」、「国の推奨基準」、「国の遵守基準を上回る東京都条例等の整備標準（遵守基準/努力基準）」の水準のうち、相対的に高いものを総合的に勘案し設定。 →既存の会場、多くのアクセシブルな動線等として大会時に適用する範囲において、現場条件や大会後の利用ニーズ等を勘案し、仮設対応を含めて、可能な限り実現を目指す。 <p>※ただし例外的に、構造上の理由等によって、やむを得ず標準基準を満たせないと認められる場合でも、少なくとも現行の「国の遵守基準」は満たすものとする。</p> <p>※数値以外の基準は、IPC ガイドの規定をベースに国内法令等との整合性を考慮して設定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恒常的な環境整備が困難な場合、仮設による整備、ソフト的対応（専用車等による移動支援、ボランティアによるサポート等）により、ガイドラインを踏まえたサービス水準を確保する。

(2) 予測

1) 予測事項

予測事項は、移動の安全のためのバリアフリー化の状況、大会運営に係る電力供給の安定度とした。

2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京 2020 大会の開催中とした。

3) 予測地域

予測地域は、全競技会場等の範囲とした。

4) 予測手法

予測手法は、東京 2020 大会の運営計画等から推定する方法とした。

5) 予測結果

ア. 移動の安全のためのバリアフリー化の程度

東京 2020 大会の全競技会場等の会場施設内及び会場敷地内の屋外通路については、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」（平成 29 年 3 月 組織委員会）に基づき、IPC ガイドや国内法令等の基準や仕様を満足するバリアフリー化を図る計画である。

公共交通機関から競技会場までのラストマイルについては、現況の歩行者交通量や大会開催中の観客数を踏まえ、歩行者のサービス水準を確保するために適切な幅員のある歩道とするなど、観客に安全な経路の選定を基本としている。また、徒歩でのアクセスが困難な一部の競技会場については、シャトルバスによる観客輸送を行う。ラストマイルには、混雑時にも車椅子利用者や高齢者が円滑に移動できるように「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に基づく仕様を満足するルートアクセシブルルートとして選定するほか、競技会場出入口には車椅子利用者の専用出入口を設置する。アクセシブルルートとなる公共交通機関の施設（駅等の構内）についても所有者・管理者等に対し、それぞれの計画に基づき、ガイドラインに即した施設建設・改修工事を実施するよう働きかけている。また、観客に対するアクセシブルルートについては、ホームページや広報誌等、様々な媒体を活用して周知する。

さらに、大会開催中は、ハード対策以外にソフト対策として、「アクセシビリティサポート・ハンドブック」を活用し、大会スタッフ・ボランティア等によるサポートを実施する。

これらのことから、東京 2020 大会の観客の移動の安全性の取組は図られているものと予測する。

なお、競技開催日の競技会場周辺の鉄道駅は、多数の観客による混雑により、駅周辺のアクセス性は低下するものと考えられる。特に、競技会場が集中する都内のオリンピック期間（2020 年（令和 2 年）7 月 25 日（土）～8 月 8 日（土））の鉄道駅は、観客の影響が生じると考えられる。そのため、鉄道駅の混雑について事前周知を行うとともに、競技開催日には、競技会場周辺の鉄道駅周辺や交差点・横断歩道等に交通誘導員やシティキャスト（都市ボランティア）を配置し、観客のスムーズな誘導により、鉄道駅の一般利用者の日常生活への影響を極力低減する。

イ. 大会運営に係る電力供給の安定度

組織委員会では、大会開催中を通じて競技会場、選手村及びIBC/MPCに効率的で安定したエネルギー供給を実施するため、大会開催中の一時的なエネルギー需要とクライアントへのサービスレベルに応じたエネルギー（電力及びガス）を供給するために必要な設備等を設置し、2012年ロンドン大会と同様に仮設電源システムを導入する計画である。

このことから、東京2020大会運営に係る電力の安定供給の取組は図られているものと予測する。

(3) ミティゲーション

- ・東京 2020 大会の全競技会場の会場施設内及び会場敷地内の屋外通路については、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」（平成 29 年 3 月 組織委員会）に基づき、IPC ガイドや国内法令等の基準や仕様を満足するバリアフリー化を図る。
- ・東京都では、障害の有無にかかわらず全ての人々にとって利用しやすい施設となるよう、アクセシビリティの確保に向けて、設計段階で、障害のある方や学識経験者等から意見を聴取する「アクセシビリティ・ワークショップ」を設置し、ワークショップで聴取した意見や要望は、可能な限り実施設計に反映している。
- ・公共交通機関から会場までのラストマイルについては、現況の歩行者交通量や大会開催中の観客数を踏まえ、歩行者のサービス水準を確保するために適切な幅員のある歩道とするなど、観客に安全な経路を選定している。また、徒歩でのアクセスが困難な一部の競技会場については、シャトルバスによる観客輸送を行う。
- ・ラストマイルには、混雑時にも車椅子利用者や高齢者が円滑に移動できるように「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に基づく仕様を満足するルートアクセシブルルートとして選定する。また、車椅子利用者の専用出入口を設置する。
- ・アクセシブルルートとなる公共交通機関の施設（駅等の構内）についても所有者・管理者等に対し、それぞれの計画に基づき、ガイドラインに即した施設建設・改修工事を実施するよう依頼する。
- ・観客に対するアクセシブルルートの周知については、ホームページや広報誌等、様々な媒体を活用して情報を提供する。
- ・大会開催中は、「大会関係者向け 携帯用 アクセシビリティサポート・ハンドブック（Ver.1）」を活用し、大会スタッフ・ボランティア等によるサポートを実施する。
- ・大会開催中を通じて競技会場、選手村及び IBC/MPC に効率的で安定したエネルギー供給を実施するため、大会開催中の一時的なエネルギー需要とクライアントへのサービスレベルに応じたエネルギー（電力及びガス）を供給するために必要な設備等を設置し、仮設電源システムを導入する。

(4) 評価

1) 評価の指標

評価の指標は、大会開催中の安全性への配慮が事業者の実施可能な範囲で最大限行われることとした。

2) 評価の結果

ア. 移動の安全のためのバリアフリー化の程度

東京 2020 大会の全競技会場等の会場施設内及び会場敷地内の屋外通路、公共交通機関から会場までのラストマイルについては、IPC ガイドや国内法令等の基準や仕様を満足するバリアフリー化を図る計画である。公共交通機関の施設（駅等の構内）についても所有者・管理者等に対し、それぞれの計画に基づき、ガイドラインに即した施設建設・改修工事を実施するよう働きかけている。また、観客に対するアクセシブルルートについては、ホームページや広報誌等、様々な媒体を活用して周知する。

大会開催中は、ソフト対策として、「アクセシビリティサポート・ハンドブック」を活用し、大会スタッフ・ボランティア等によるサポートを実施する。

以上のように、東京都及び組織委員会が連携して取り組む計画となっていることから、大会開催中の安全性への配慮が事業者の実施可能な範囲で最大限行われるものとする。

イ. 大会運営に係る電力供給の安定度

組織委員会では、大会開催中を通じて競技会場、選手村及びIBC/MPCに効率的で安定した大会開催中の一時的なエネルギー供給を実施するため、必要な設備等の設置、仮設電源システムの導入により、エネルギーの安定供給に万全を期す。

以上のように、安定した電力供給を可能とするインフラ環境の整備に取り組む計画となっており、大会開催中の安全性への配慮が事業者の実施可能な範囲で最大限行われるものとする。